

保健管理センター

保健管理センターでは、健康に関する相談・診察（プライマリケア）を行っています。

相談、診察は予約制で行います。

また、必要時には適切な医療機関に紹介を行いますので、ご相談ください。

予約方法は、Chimes 2024「保健管理センター（学生用）_対面およびオンライン診療ガイド」に記載されています。

保健管理センターホームページに、以下の情報を掲載しますので、ご覧ください。

- 保健管理センターの業務内容、利用方法
- 定期健康診断など、行事予定
- 健康に関するお知らせ
- 外部医療機関の案内
- 保健管理センター臨時閉館のお知らせ 等

■ 健康診断・健康診断証明書

原則として4月後半に、定期健康診断を完全予約制で行います。

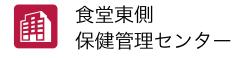
日程、受診日時の予約方法、受診時の注意事項については、学生ポータルサイト、OchaMail、保健管理センターホームページで公示します。

健康診断証明書を発行するためには、定期健康診断を受けることが必要です。

健康診断証明書は、受診年度中に限り、学生センター棟2階の自動発行機から入手できます。健康診断証明書は、教育実習参加、奨学金申請などの際に必要となることがあります。定期健康診断を受診していない場合は、外部医療機関に受診し、有料で発行してもらうことになります。

保健管理センターへのお問い合わせ

☞ 保健管理センター



食堂東側
保健管理センター



03-5978-5156



月～金 10:00～16:00



hp-c-health@cc.ocha.ac.jp



お茶の水女子大学
<https://www.ocha.ac.jp/>

トップ > センター >
学生支援（お茶大コミュニティ支援部）
保健管理センター



保健管理センター
<https://www.cf.ocha.ac.jp/health/>

[生活・健康相談](#)[学生相談室](#)

学生相談室

学生相談室は、学生生活、対人関係、自分自身、将来のこと等について相談できる相談室です。臨床心理士、公認心理師の資格をもった心理カウンセラーが、お話を伺いします。

学生相談室では、自傷・他害の恐れがある場合等の例外を除き、相談者ご本人の同意なく、氏名やカウンセリング内容等について、学生相談室関係職員以外の第三者に開示・漏洩することはありません。安心してご利用ください。

■ よくあるご相談

- ・家族や友人のことで悩んでいる
- ・授業に出席できない、単位がなかなか取れない
- ・気分の落ち込みや不安がある
- ・自分の性格や特性について自己理解を深めたい

■ ご利用方法

対面相談とオンライン相談を行っています。1回の相談時間は、45分間です。

相談は予約制です。

お申し込みは、メールでお願いいたします。メールは、お茶大公式メールアドレスからお送りください。メールには以下の内容を記載してください。お送りいただいた後、学生相談室より、近日中のご予約いただける時間をお知らせする返信をお送りします。

- ・氏名
- ・所属、学年
- ・もしよろしければ、ご相談になりたい内容を簡単にお書きください。

■ 開室時間

相談時間	月～金 10:00～16:00
予約受付時間	月～金 10:00～16:30

学生相談室について

☞ 学生相談室

-  人間文化創成科学研究科・全学共用研究棟2階
-  月～金 10:00～16:30
-  gsoudan@cc.ocha.ac.jp
-  お茶の水女子大学 <https://www.ocha.ac.jp/>

トップ > 在学生 > 学生相談の窓口 > 学生相談室

ハラスメント等人権侵害相談室

学外からの専門の相談員がハラスメント等その他の人権侵害について対応します。問題が生じたら、一人で悩まずに気軽に相談してください。相談内容については堅く秘密を守りますのでご安心ください。

- 相談受付 電話・Eメール・直接の来訪などにて受け付け、相談日時を決めます。
- 相談日時 10:00～16:00
各月の開室日は、ハラスメント等人権侵害相談室のホームページを参照してください。

■ 相談員

相談の受付窓口として、人権侵害などの相談を受け、大学の対応手続きを説明し、専門相談員への取次ぎを行う相談員です。相談員の一覧は本学ウェブサイト「ハラスメント等人権侵害相談室」ページに掲載していますので、最も相談しやすいと思う相談員に相談してください。

セクシュアル・ハラスメントとは…

その意図に関わらず、相手を不快にさせる性的な言動を行うことをいいます。

アカデミック・ハラスメントとは…

教育・研究上の地位または権限を利用して、相手に対し、不適切で不当な言動を行うことをいいます。

パワー・ハラスメントとは…

職務上の地位または権限を利用して、相手に対し、不適切で不当な言動を行うことをいいます。

その他の人権侵害とは…

性・人種・国籍・年齢・セクシュアリティ(性的指向)・障害の有無などに基づく差別的な言動および差別的取り扱い等、相手の人格権その他の人権を侵害する言動を行うことをいいます。

ハラスメントに起因する問題とは…

ハラスメントに起因して、本学構成員等の安全で良好な学習・研究・就労環境が侵害され、または本学構成員等が損害若しくは不利益を受けることをいいます。

ハラスメント等に関する 相談・連絡窓口

☞ ハラスメント等人権侵害相談室

-  人間文化創成科学研究科
全学共用研究棟3階
-  03-5978-5936
-  10:00～16:00
各月の開室日は、ハラスメント等人権侵害相談室のホームページを参照してください。
-  shsoudan@cc.ocha.ac.jp
-  お茶の水女子大学
<https://www.cf.ocha.ac.jp/gec-in/j/menu/life>
<https://www.ocha.ac.jp/>

トップ > お茶大案内 >
お問い合わせ・相談窓口 >
ハラスメント等人権侵害相談室

生活・健康相談**留学生日本語学習支援・交流室****大学院生相談窓口**

留学生日本語学習支援・交流室

留学生のサポート活動の中心となる組織は、30年近くの伝統を持つ留学生日本語学習支援・交流室です。留学生日本語学習支援・交流室では、20名近くの多様な専攻の大学院生チューターが、全学の留学生を対象に日本語学習面でのサポートや生活面での情報提供を行っています。

交流室には2名の大学院生チューターが交替で平日10:00～17:00まで常駐しています。留学生は、開室時間内に自由に来室し、必要に応じてチューターのサポートを気軽に受けることができます。

サポート内容は、留学生が書いた日本語の論文やレポート、授業のレジュメなどを自然な表現に整える日本語添削や、学術的な日本語に限らず、手紙やEメールなど、一般的な日本語に対する質問にも応じています。

さらに、日常生活に必要不可欠な情報提供や電車の乗り換えの仕方、旅行チケットのとり方など生活上のアドバイスも提供しています。

このような情報は、教員や事務の方々に聞きに行くほどではないものの、留学生の生活にとっては重要であり、気軽に質問ができる場としての交流室の役割は大きいものです。また、交流室にあるパソコンで印刷したり、インターネットを利用したり、DVDの閲覧も可能です。隣接する交流ラウンジには、お弁当を食べたり歓談できるスペースもあります。

大学院生相談窓口

本学大学院生が研究・教育の中で何らかの問題が生じた場合、指導教員には直接相談しにくいこともあります。そのような際には、他の教員に相談することで問題が解決されることがあります。

相談窓口となる教員は研究・教育者の立場から相談者のプライバシーに最大限配慮しながら、問題解決を支援していきます。

相談の内容によっては、相談者の了解を得た上で、下記他の相談室と連携して解決を図ることもあります。相談は匿名でも受け付けることができますので、一人で悩まず気軽に相談してください。

なお、相談窓口教員のリストは本学ウェブサイト「大学院生相談窓口」ページに掲載しています。

留学生日本語学習支援・交流室について

☞ 留学生日本語学習支援・交流室



学生センター棟4階402室(交流室)・404室(ラウンジ)



03-5978-5284



月～金 10:00～17:00



お茶の水女子大学

<https://www.cfc.ocha.ac.jp/gec-in/j/menu/life/supportroom.html>

大学院生の相談窓口について

☞ 大学院生相談窓口



お茶の水女子大学

<https://www.ocha.ac.jp/>

トップ > 在学生 > 学生相談

大学院生相談窓口